

《 交通安全知識テスト（前照灯編） 》 解答・解説

番号	解答	解説
1	○	原動機付自転車については、前照灯および尾灯を点灯すれば足ります。ちなみに、違反点数は1点（無灯火）、反則金は大型車が7000円、普通車が6000円、二輪車が6000円、原付が5000円です。
2	×	ロービームは、すれ違い用前照灯といいます。ハイビームを、走行用前照灯といいます。
3	×	ハイビームの照射範囲が100mです。ロービームでは、約40m先までしか照らせません。
4	○	その通りです。但し、対向車や先行車がいる場合には、下向きに切り換えましょう。
5	○	但し、一般道路で前方50m、高速自動車国道等で前方まで明瞭に見える程度の照明があるトンネルを通行する場合は点灯を除外されます。しかし、安全のためヘッドライトを活用しましょう。
6	○	濃霧の中などで、視界が50m（高速自動車国道等にあっては200m）以下の暗い場所を通行するときも、前照灯を点灯しなければなりません。
7	×	上向きにすると霧に乱反射して、見通しが悪くなるので、前照灯は下向きにします。